

市民委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

（1） ミューザ川崎シンフォニーホール天井脱落事故に係る訴状の提出について

資料 ミューザ川崎シンフォニーホール天井脱落事故に係る訴状の提出について

市民・こども局

（平成25年8月21日）

平成25年8月21日

ミュージア川崎シンフォニーホール天井脱落事故に係る訴状の提出について

ミュージア川崎シンフォニーホール天井脱落事故に係る損害については、平成24年12月25日に損害賠償請求を行うなど、請求先の各法人には真摯な対応を求めてきましたが、支払いに応じていただけていないため、平成25年8月9日、横浜地方裁判所に対し、損害賠償請求事件として、訴えを提起しました。

今後は、裁判において、事故が生じた責任を明確にするとともに、賠償金の請求が正当なものとして認容されるよう、強く主張していく所存です。

1 原告

川崎市

2 被告

名称	建築当時の役割
独立行政法人都市再生機構	建築主、設計者、工事監理者
清水建設株式会社 大成建設株式会社 株式会社安藤・間 日東紡音響エンジニアリング株式会社 株式会社オクジュ	施工者
株式会社日東設計事務所	工事監理者
株式会社松田平田設計	設計者、工事監理者

3 請求の趣旨

被告らに対し、損害額2,050,848,281円及びこれに対する遅延損害金の支払い並びに訴訟費用の負担を求める。

4 事件の概要

平成23年3月11日午後2時46分頃発生した東北地方太平洋沖地震の直後、川崎シンフォニーホールにおける音楽ホール（以下「本件施設」という。）の吊り天井が脱落したことなどにより、多大な被害が生じた。

本件事故の原因は吊り天井を吊る部材に大きな力がかかり、当該部材が破断したことであり、これは、建築基準法施行令39条1項に違反するものであって、本件施設の設計、施工、工事監理上の瑕疵に該当するものである。

5 被告らの責任

建物の建築に携わる設計者、施工者及び工事監理者は、建物の建築に当たり、建物としての基本的な安全性が欠けることがないように配慮すべき注意義務を負い、設計者、施工者及び工事監理者がこの義務を怠ったために建築された建物に上記安全性を損なう瑕疵があり、それにより居住者等の生命、身体又は財産が侵害された場合には、設計・施工者等は、これによって生じた損害について不法行為による賠償責任を負うべきものである（最高裁平成19年7月6日判決、最高裁平成23年7月21日判決）。

被告らは、本件施設の建物としての基本的な安全性が欠けることのないよう、少なくとも吊り天井の吊り材であったフック状金具の設置間隔及び吊りボルトの間隔について、本件施設の建築当時の一般的技術水準に沿って設計、施工、工事監理を行う必要があったが、それを怠り、これによりフック状金具が破断し、全体の7割程度の吊り天井が脱落・宙吊りとなるなど、多大な被害を生じさせたものである。

(参考) 損害額の内訳

1 復旧工事に要した費用

- (1) ミューザ川崎シンフォニーホールを修補し、その利用を再開するために要した費用
1, 832, 079, 917円
- (2) 復旧される天井の耐震性能の確認のために要した費用
3, 174, 150円

2 被害調査に要した費用

- 天井脱落事故の原因を調査するために要した費用
17, 073, 000円

3 安全点検に要した費用

- (1) 天井脱落事故後、音楽ホール内の舞台吊物機構設備のうち宙吊りにになっていたものなどの安全点検・安全確保を行うために要した費用
1, 134, 000円
- (2) 天井脱落事故により脱落した天井類の一部が寄りかかることにより荷重が増した天井音響反射板が脱落しないようにするために要した費用
3, 150, 000円

4 設備管理に要した費用

- (1) 復旧工事の実施に当たって、パイプオルガンの管理や清掃作業等に要した費用
1, 810, 200円
- (2) 復旧工事の完了後に実施していたパイプオルガンの補修作業等に要した費用
3, 891, 912円

5 文化事業支出金

- 平成23年3月14日にミューザ川崎シンフォニーホールにおいて予定し、天井脱落事故により中止を余儀なくされた「川崎市・シェフィールド市交流20周年記念コンサート」中止に伴い発生した費用
2, 034, 710円

6 旅費・日当に係る経費

- 天井脱落事故の原因である部材の調査のため、関係する製造会社へ出張調査した際の出張費用及び日当
59, 640円

7 弁護士費用

- 事件の処理に対する報酬等として相当な額（上記1～6の合計額の1割に相当する額）
186, 440, 752円